

## 議案第127号

### 財産の取得について

下記のとおり財産を取得するため、さいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成13年さいたま市条例第48号）第3条の規定により議決を求める。

令和5年6月7日提出

さいたま市長 清水 勇 人

### 記

- 1 物件の表示 さいたま市浦和区高砂1丁目1000番  
浦和駅西口南高砂地区第一種市街地再開発事業地内の建物の一部  
7, 288.64平方メートル及び共用部分の共有持分
- 2 取得先 さいたま市浦和区高砂2丁目1番16号  
浦和駅西口南高砂地区市街地再開発組合  
理事長 染谷 幸一
- 3 取得価格 12,557,211,000円
- 4 取得理由 さいたま市民会館うらわの機能移転のため。

(参考)

物件の概要

所在地	さいたま市浦和区高砂1丁目1000番		
構造	鉄筋コンクリート造（一部鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄骨造） 地上27階及び地下2階建		
延べ面積	99,700.16㎡		
取得部分	専用部分 及び 専用面積	地下1階及び 地上3階から 6階までの一 部	7,288.64㎡
	共用部分	建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号） 第14条の規定による共用部分の共有持分	

# 案内図

